

障害者自立支援法案に対する修正案要綱

第一　目的

この法律による障害福祉サービスに係る給付その他の支援は、障害者基本法の基本的理念にのっとり行われることを明記するものとすること。

(第一条関係)

第二　自立支援医療の施行期日の変更

自立支援医療に関する規定の施行期日を、平成十七年十月一日から平成十八年一月一日に改めるものとすること。

(附則第一条関係)

第三　検討

一　この法律の施行後三年を目途として行われるこの法律の規定についての検討は、障害者等の範囲の検討を含むことを明記するものとすること。
(附則第三条第一項関係)

二　就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方についての検討規定を追加するものとすること。

(附則第三条第三項関係)